

2006年9月21日

## 年会費問題に関して

幹事会事務局

### 考え方の基本、理念

『OB会費は、会自体及びその構成員の諸活動・親睦・連携等、並びに現役チームへの支援等の原資とする。その支出内訳は、定時総会及び各代幹事会において十分に共有され、監視される。』

### 大原則（１）

『各種サービスの提供を受けるには、会費納入が条件である。』

※各種サービスとは、・・・「注目」発送、名簿発送、各種通知の郵便物発送、「焚火」対応、など、基本的に有料のもの  
(基本的に、日本国内対応とする)

### 大原則（２）

『会費未納 即ち 会員資格剥奪ではない。』

※会員資格の有無（OB会員であるか否か）と、会費の納入・未納とは無関係  
※（会員資格者⇒OB会名簿に氏名記載）

### ルール（１）

「海外赴任者は、会費納入を免除してもよい。」

(情報は本人または各代幹事から)

※各種サービスが行き届かないから。

※本人確認の上、（継続）納入を妨げない。その場合は、各種サービスを国内に限り極力対応する。（留守宅対応、同期幹事による対応、等）

### ルール（２）

「うっかり未納、残高不足等は、追加振込手続きを求め、納入確認の上、復活」

参考) 年会費引落とし処理は4月28日

名簿は、4/1情報をもって5月中旬をメドに作成

(名簿記載者=会員有資格者、という定義?)

### ルール（３）

「本人の意思で、未納<確信的>」

※一応、督促。同期・幹事にも連絡。

※一応、主旨・意見を出してもらおう。 事務局&同期・幹事宛？

※各種サービスを停止する。

以 上

<お願い文書の案>

【未納本人】 あて\*\*\*\*\*

〇〇期 〇〇〇〇様

貴下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、楽籠クラブOB会費の納入につきまして、お願いがございます。

通常は、4月下旬に自動引落としにてお手続き頂いている年会費ですが、貴殿におかれましては、2006年4月には、【残高不足、口座解約、未手続、登録落ち、その他】（該当に〇を付ける）の理由により、引落とし処理が出来ませんでした。

以前、引落とし手続き登録を頂いた場合でも、2年連続で引き落とされない場合には、登録落ちの扱いになってしまうそうです。

本年度のOB会名簿発送時に文書を同封致しました通り、OB会財政の厳しさや、会費納入者との不公平感を考慮し、OB会・各代幹事会でも議論を重ねておりますが、今後は会費未納者につきましては、各種の有料サービス（OB会名簿の発送、会報「注目」の発送など）を停止する方向で検討しております。

つきましては、以下2点につき、お願い致します。

- (1) 今年度・平成18年度分の年会費を、すみやかに下記口座にお振込み頂くようお願い申し上げます。

みずほ銀行新宿西口支店 (普) 1207938  
慶應義塾楽籠クラブ

- (2) 来年度以降の自動引落としのため、手続きをお願いすべく登録申込書を郵送したいと思っておりますので、そのご了解の旨を、下記までご連絡頂きたいと存じます。

OB会幹事会事務局 会計担当 37期 清水義久  
<連絡先>

以上、主旨ご理解の上、ご対応の程よろしくお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

**<お願い文書の案>**

【未納者がいる代の幹事】あて\*\*\*\*\*

〇〇期幹事 〇〇〇〇様

貴下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、楽籠クラブOB会費の納入につきまして、お願いがございます。

貴殿の代〇〇期におきまして、下記の方が年会費未納です。（敬称略）

△△△△

▲▲▲▲

□□□□

つきましては、別紙の督促状を御本人にお送りしてあります。  
ここは、同期幹事の貴殿におかれまして、実態のご確認、払い込み及び  
手続きの促進をお願いしたいと存じます。

諸々ご確認頂き、OB会のスムーズな運営にご協力頂きたく、お願い  
申し上げます。

\*\*\*\*\*